

会 員 各 位

### 令和8年3月開催における自動車税相当額（保証金）の取り扱いについて

毎々、JU 岐阜羽島オートオークションにてお取引賜り誠にありがとうございます。

さて、令和8年3月開催分につきましては、通常の自動車税相当額（保証金）から、自動車税本税（不課税）扱いへと課税区分が変更となります。各位におかれましては、下記内容をご確認のうえ、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

開催日	書類期限 (リスト記入最短)	自動車税本税（不課税）	
		普通車	軽自動車
3月7日 第2034回	4月末日迄 (最短3月末日)	<b>令和8年度1年分の預かり</b>  <b>移転登録の場合</b> 3月登録・・・全額落札店様へ返金 4月登録・・・全額出品店様へ支払  <b>抹消登録の場合</b> 3月抹消・・・全額落札店様へ返金 4月抹消・・・1ヶ月分を出品店様へ 残額を落札店様へ返金	<b>令和8年度 軽自動車税の預かり</b> (下表)
3月14日 第2035回	4月末日迄 (最短4月14日)		<b>3月登録の場合</b> 名変結果到着後、 全額落札店様へ返金
3月21日 第2036回	4月末日迄 (最短4月21日)		<b>4月登録の場合</b> 8年度分自動車税額を 出品店様へ支払
3月28日 第2037回	4月末日迄 (最短4月28日)		

#### 【出品店様へ】

- ・3月開催は、書類有効期限を4月末日までとしてください。(リスト記載がある場合を除きます。)
- ・リスト記入により書類有効期限が短い場合は、早急な書類提出をお願いいたします。
- ・車検残存期間の短い車両は、抹消登録のうえご出品下さい。

#### 【落札店様へ】

- ・3月7日開催（第2034回 AA）において、リスト記入の書類期限が3月末日までの場合は、必ず3月中に名義変更を完了してください。また、名義変更結果報告は4月2日までにお願いします。
- ・期限内に名変結果の報告がない車両について、当社にて現在登録証明により確認手続きを行います。（費用は落札店様のご負担となります。）
- ・軽自動車の名変結果報告が期限を過ぎた場合は、ペナルティとして1万円を請求させていただきます。
- ・預かり自動車税は、グリーン化税制分を含む暫定金額です。名変結果受領後、再精算を行う場合がございます。

#### 【令和8年度軽自動車税相当額（自家用）】

	初年度登録		
	H25.3.31 以前 (重課税)	H25.4.1 ~ H27.3.31 (旧標準課税)	H27.4.1 以降 (新標準課税)
乗用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
貨物	6,000 円	4,000 円	5,000 円